

経 済 産 業 省

20250930貿局第3号
輸出注意事項2025第22号
経済産業省貿易経済安全保障局

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和7年10月3日

経済産業省貿易経済安全保障局長 成田 達治

「包括輸出承認取扱要領」の一部改正について

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和7年10月12日から施行する。

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○包括輸出承認取扱要領（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）

改 正 後	現 行
1 (略) 2 一般包括輸出承認 (1) ～ (3) (略) (4) 一般包括輸出承認の申請手続は、<u>特定手続等運用通達に定めるものとし、この手続に従って、添付書類として以下のものを提出しなければならない。</u> (イ) ～ (ハ) (略) (注1)・(注2) (略) (5)・(6) (略) (7) 一般包括輸出承認の変更 一般包括輸出承認を受けた者は、申請者名若しくは住所又は業務届受理証明書に記載された取扱品名を変更（別紙1に掲げる物質の変更に限る。）したときは、特定手続等運用通達に基づき、一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項を入力し、次の(イ)～(ハ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、一般包括輸出承認の変更の必要はないが、速やかに統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 (イ) ～ (ハ) (略) (注) (略) (8) (略) (9) 一般包括輸出承認の更新	1 (略) 2 一般包括輸出承認 (1) ～ (3) (略) (4) 一般包括輸出承認の申請手続 <u>一般包括輸出承認を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号。以下「申請項目通達」という。）に規定する申請項目）を入力し、次の(イ)～(ハ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。</u> (イ) ～ (ハ) (略) (注1)・(注2) (略) (5)・(6) (略) (7) 一般包括輸出承認の変更 一般包括輸出承認を受けた者は、申請者名若しくは住所又は業務届受理証明書に記載された取扱品名を変更（別紙1に掲げる物質の変更に限る。）したときは、特定手続等運用通達に基づき、<u>専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）</u>を入力し、次の(イ)～(ハ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、一般包括輸出承認の変更の必要はないが、速やかに統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 (イ) ～ (ハ) (略) (注) (略) (8) (略) (9) 一般包括輸出承認の更新

一般包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

一般包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項を入力し、(4)の(イ)～(ハ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(注1)・(注2) (略)

3 特定包括輸出承認

(1)・(2) (略)

(3) 特定包括輸出承認の範囲

特定包括輸出承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出とする。

① (略)

② 業務届出受理証明書に記載された麻薬向精神薬原料であって、特定包括輸出承認申請の際に、申請項目の事項として入力された貨物の輸出

③ 継続的な取引関係を有する者であって、特定手続等運用通達に基づき、特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項として入力された輸入者への輸出

(4) 特定包括輸出承認の申請手続は、特定手続等運用通達に定めるものとし、この手続に従って、添付書類として以下のものを提出しなければならない。

(イ)～(ハ) (略)

(注1)・(注2) (略)

(5)・(6) (略)

(7) 特定包括輸出承認の変更

特定包括輸出承認を受けた者は、申請者、買主又は荷受人の名称若しくは住所、承認を受けた貨物又は仕向地に変更が生じたときは、特定手続等運用通達に基づき、特定包

一般包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において更新を行う。

一般包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な一般包括輸出承認申請様式に記載すべき事項(申請項目通達に規定する申請項目)を入力し、(4)の(イ)～(ハ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(注1)・(注2) (略)

3 特定包括輸出承認

(1)・(2) (略)

(3) 特定包括輸出承認の範囲

特定包括輸出承認の範囲は、次のいずれにも該当する輸出とする。

① (略)

② 業務届出受理証明書に記載された麻薬向精神薬原料であって、特定包括輸出承認申請の際に、申請項目通達に規定する申請項目の事項として入力された貨物の輸出

③ 継続的な取引関係を有する者であって、特定包括輸出承認申請の際に、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項(申請項目通達に規定する申請項目)の事項として入力された輸入者への輸出

(4) 特定包括輸出承認の申請手続

特定包括輸出承認を受けようとする者は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項(申請項目通達に規定する申請項目)を入力し、次の(イ)～(ハ)の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(イ)～(ハ) (略)

(注1)・(注2) (略)

(5)・(6) (略)

(7) 特定包括輸出承認の変更

特定包括輸出承認を受けた者は、申請者、買主又は荷受人の名称若しくは住所、承認を受けた貨物又は仕向地に変更が生じたときは、特定手続等運用通達に基づき、専用電

括輸出承認申請様式に記載すべき事項を入力し、次の（イ）及び（ロ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、特定包括輸出承認の変更の必要はないが、速やかに統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 （イ）・（ロ）（略） （注）（略） （8）（略） （9）特定包括輸出承認の更新 特定包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、輸出契約に基づく輸出の実績が特定包括承認証を使用して輸出したことが確認でき、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において承認を行う。 特定包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項を入力し、次の（イ）～（ニ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 （イ）～（ニ）（略） （注1）・（注2）（略） 4（略）	子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）を入力し、次の（イ）及び（ロ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 なお、登録を行った統括責任者又は該非確認責任者に変更があった場合は、特定包括輸出承認の変更の必要はないが、速やかに統括・該非確認責任者変更届（様式aの2）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 （イ）・（ロ）（略） （注）（略） （8）（略） （9）特定包括輸出承認の更新 特定包括輸出承認を受けた者は、当該承認の有効期限満了日の3か月前から当該有効期限満了日までの間に、更新の申請を行うことができる。この場合において、経済産業大臣は、輸出契約に基づく輸出の実績が特定包括承認証を使用して輸出したことが確認でき、当該申請の内容が適当と認められるときは、当該承認の有効期限の末日の翌日から起算して3年を超えない範囲内において承認を行う。 特定包括輸出承認の更新を行う場合は、特定手続等運用通達に基づき、専用電子計算機に備えられたファイルから入手可能な特定包括輸出承認申請様式に記載すべき事項（申請項目通達に規定する申請項目）を入力し、次の（イ）～（ニ）の書類に記載された情報とともに、専用電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 （イ）～（ニ）（略） （注1）・（注2）（略） 4（略）
---	---